

# 第4次長与町行政改革大綱

平成23年4月 長与町

## 1 はじめに

本町では、昭和 60 年 10 月に「長与町行政改革大綱」を策定し、以降行政改革に取り組んでまいりました。今日まで、その時々々の社会情勢に応じた行政改革大綱の見直しを行い、平成 8 年 7 月に「長与町新行政改革大綱」を、さらに平成 12 年 3 月には「長与町新行政改革大綱の改定」を策定し、各分野における様々な行政改革への取り組みを継続して行っております。また、平成 18 年 3 月には、行政改革大綱に基づいた「長与町集中改革プラン 2006」を策定し、事務事業の見直し、定員管理・給与等の適正化など具体的な取り組みを集中的に実施することで、効果的・効率的な行政運営に努めてまいりました。

近年、地方自治体は、地方分権という大きな流れの中で、地域自らが道を拓き、自己決定、自己責任において自立していくことが求められています。しかしながら、地域が自立していくために必要となる財源は、税収の伸び悩みや地方交付税の不安定さがある一方、福祉・教育などの義務的経費や経常的経費の増大などで大変厳しい財政状況にあります。こうした状況の中でも、地方分権の流れは今後も加速し、地域は知恵と工夫をもってこの流れに対応していかなくてはならない状況に置かれています。

これからの地方公共団体は、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められています。また、少ない財源で町民の多種多様なニーズに応え、サービスの向上を図っていくためには、より効率的で投資効果の高い行政運営が必要であるとともに、行政だけでなく地域住民の参画による協働の町づくりが必要であると考えます。

これらを実現するために、「長与町新行政改革大綱の改定」を基本としつつ、これをさらに発展させ、新たな改革項目等を加味した新しい行政改革大綱をここに策定し、一層の行政改革の推進に取り組んでまいります。

## 2 これまでの行政改革の取り組みと成果

本町は、これまで、簡素で効率的な行政システムの確立をめざして、行政改革に継続して取り組んでまいりました。

平成 12 年に策定した「長与町新行政改革大綱の改定」では、スクラップ・アンド・ビルドの精神で常にすべての業務を総点検しつつ、複雑多様化する行政ニーズに対応するために、事務事業の見直し、組織機構の見直し、定員管理の適正化などに努めてまいりました。

事務事業の見直しについては、平成 17 年度に導入した事務事業評価により継続的な検証を行うことで、事務の効率化、経費の節減、事業の充実、住民サービスの向上など一定の成果を上げています。

また、事務事業の見直しと並行して簡素で効率的な組織機構への見直しを図り、組織や事務量に応じた適正な職員配置、研修などの機会を通じた職員の資質向上に努めることで職員数を抑制してまいりました。職員数の抑制に加え、給与の適正化への取り組みを継続して実施することで人件費の抑制にもつながっています。

### 3 行政改革大綱策定の基本方針

本町がこれまで行ってきた行政改革の取り組みは、簡素で効率的な行政運営に一定の成果をあげてきました。その成果を踏まえ、効果的な取り組みについては社会情勢の変化に対応しつつ、行政改革の更なる推進に向け継続して実施してまいります。

また、これからの地方自治体は、持続可能な行政運営を目指すために、真に行政として担うべき政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政の実現に取り組む必要があります。さらに、地域のさまざまな力を結集し多様な主体が公共を担う「新しい公共」の形成へ向けた取り組みも不可欠です。

そこで、本大綱では行政改革の取り組みとして、これらを踏まえた6つの基本方針を掲げ、その概要を示すものとします。さらに、これらを具体化するために、本大綱に基づく実施計画を策定し、計画的に推進を図ってまいります。

行政改革の推進にあたっては、長与町行政改革推進委員会の機能を十分に活かしながら、その答申を尊重し、議会をはじめ町民の理解と協力のもと、より一層積極的に行政運営の効率化に取り組んでまいります。

#### 基本方針

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 組織機構の見直し
- (3) 定員管理及び給与の適正化
- (4) 人材育成の推進
- (5) 財政の健全化
- (6) 地域協働の推進と行政の透明性の確保

※「新しい公共」…地域に必要な公共サービスを、行政だけではなく、地域の住民や自治会、NPOなどの民間団体を含む多様な主体が担う仕組み、体制、活動など。

### 4 行政改革の具体的な取り組み

#### (1) 事務事業の見直し

##### ①公共サービスの見直し

行政組織運営全般について、事務事業評価制度等の利用により、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）のサイクルに基づき不断に事務事業等の点検・見直しを図り、再編、整理、廃止、統合に積極的に取り組みます。

##### ②電子自治体の推進

電子自治体を推進することにより、住民サービスの向上を図るとともに、業務改革を進めます。また、情報システムについては、業務・システムの最適化を図るとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウの活用等により、品質、コストなどに関する評価能力の向上を図り、情報システム調達の適正化に努めます。

### ③民間委託等の推進

事務事業全般にわたる見直しを行い、効率化や経費節減が期待できるものについては、行政責任の確保や住民サービスの維持向上等に留意しつつ、積極的に民間委託を推進します。

### ④官民連携手法導入の検討

公共サービスの質の維持向上、経費の削減、施設の有効利用などの観点から、事業の実施や施設の建設、維持管理、運営における指定管理者制度・PFI・市場化テストの導入を検討します。

## (2) 組織機構の見直し

### ①行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織編制

社会経済情勢の変化、複雑化・多様化する行政ニーズ、地域主権の進展等に的確に対応するため、従来の国の行政機関との均衡に配慮した縦割り型組織にとらわれず、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織編制を推進します。

## (3) 定員管理及び給与の適正化

### ①定員管理の適正化

社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながら適正化に取り組みます。特に、抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努め、職員数の抑制に取り組みます。

### ②給与の適正化

職員の給料・諸手当等については、業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度・運用・水準の適正化に努めます。

### ③福利厚生事業の適正化

職員に対する福利厚生事業については、民間企業や国、他の地方公共団体との均衡を図るとともに、点検・見直しを行い、適正な事業実施に努めます。

## (4) 人材育成の推進

### ①人材育成の推進及び職場の活性化

複雑化・多様化する行政ニーズに的確かつ柔軟に対応できる人材を育成するため、職員研修はもとより、人事管理、職場風土や仕事の推進のプロセスの改善等を行うなど、総合的な人材育成に努めます。

### ②人事評価制度の導入

職員の能力に基づいた評価システムの早期確立、また、業績に基づいた評価システムの導入により、職員の能力・業績の適切な把握とこれらを踏まえた人事管理を行い、職員の意識改革と意欲あふれる職場環境の整備に努めます。

## (5) 財政の健全化

### ①財政の健全性の維持

将来にわたって安定した行政サービスを提供するために、自主財源を安定的に確保するとともに、負担の公平性の確保と、受益者負担の適正化を図ります。また、財政状況の精査・分析に基づき、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、より健全な財政構造の確立を目指します。

### ②補助金等の整理合理化

補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、真に必要性のあるものについては積極的な支援を行う一方、所期の目的が達成されたものについては廃止するなど整理合理化を推進します。

### ③公共工事の適正化

公共工事について、コスト構造の改革に取り組むとともに、入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、情報の公開等更なる適正化に資する取組を進めます。

### ④地方公会計改革への取り組み

資産・債務の管理に必要な新たな財務書類を整備し、住民に分かりやすい形で公表することにより、より一層の理解と信頼が得られるように努めます。

### ⑤地方公営企業の経営健全化

公営企業については、経営の総点検を行い、更なる経営の合理化・効率化を積極的に推進し、将来にわたる経営基盤の安定化に努めます。

### ⑥地方公社の経営健全性の堅持

財政運営のより一層の健全化等の観点から、土地開発公社の活用方法や経営状況について、健全性を維持するように努めます。

## (6) 地域協働の推進と行政の透明性の確保

### ①地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民が自主性・主体性を持ってまちづくりに取り組むことができる環境を整備します。また、住民や住民が参加する団体など多様な主体が行うまちづくり活動について、積極的に支援します。

### ②定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の公表にあたっては、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を示すなど、住民が理解しやすいように工夫し、公表します。

③公正の確保と透明性の向上

公正で透明性のある行政運営を行うとともに、住民への説明責任を果たすため、広報誌やホームページ等を活用して行政情報を分かりやすい形で積極的に提供します。

5 推進体制

